

国の第二次再犯防止推進計画について

R 6.7.3

○概要

国は、犯罪・非行をした人が、社会の一員として地域社会に立ち戻っていくことの重要性を踏まえて、新たに「地域による包摂の推進」を重点課題の一つに位置付けている。

※県の二次計画にも影響

○国の再犯防止推進2次計画における基本的な方向性

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

第2 第二次推進計画策定の経緯

第二次推進計画の策定に向けた基本的な方向性として、以下の3つを取りまとめ、議論を進めた。

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた「息の長い」支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

○国の2次計画の重点取組項目 ※法務省資料

2 7つの重点課題

第一次計画

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

第二次計画

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

第二次計画における基本的な方向性

- 個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた「息の長い支援」の実現
- 支援の実効性を高めるための相談拠点及び地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築
- 国と地方公共団体との役割分担を踏まえて地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに国・地方公共団体・民間協力者の連携を更に強固にすること

○法務大臣 記者会見（令和5年3月17日）

第二次再犯防止推進計画に関する質疑について

【記者】

今おっしゃった、第二次再犯防止推進計画についてお尋ねします。7つの重点課題があるかと思いますが、法務省として、その中でも取り分け重視して取り組みたい分野、施策についてお尋ねします。

【大臣】

第二次再犯防止推進計画では、先ほど申し上げたとおり、7つの重点課題を設定し、96の具体的な施策を盛り込んでいるということで、特に、犯罪をした者等が、社会の一員として地域社会に立ち戻っていくことの重要性を踏まえて、新たに「地域による包摂の推進」を重点課題の一つに位置付けているところです。

この点に関しましては、地方公共団体の役割が重要であるということから、国・都道府県・市区町村の役割分担の明確化と地方公共団体の取組への支援を盛り込むとともに、国等による支援も必要でありますので、保護観察所、法務少年支援センターにおける地域援助の推進、保護観察所による刑執行終了者等に対する援助などの具体的な施策を盛り込んでおります。

○「地域による包摂の推進」

国の第2次再犯防止推進計画

III 今後取り組んでいく施策

第6 地域による包摂を推進するための取組

2. 地方公共団体との連携強化等

(2) 具体的施策

① 地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援

ア 市区町村による再犯の防止等の推進に向けた取組の促進【施策番号 77】

法務省は、市区町村が、犯罪をした者等の個々のニーズに応じた伴 走型支援を実施するなどして、上記の役割を十全に果たすことができるよう、都道府県とも連携しつつ、市区町村と刑事司法関係機関との 連携体制を構築し、犯罪をした者等が必要な行政サービスを受けられるための市区町村に対するつなぎや情報の提供、行政サービスにつながった後の助言等の必要な支援を行う。また、市区町村に対し、行政サービスの提供に当たっては、重層的支援体制整備事業における相談 支援や支援会議、基幹相談支援センターによる相談等の活用が考えられることを周知する。

○犯罪・非行をした人の条項

地方再犯防止推進計画策定の手引き（令和5年3月 法務省）

犯罪や非行をした者の中には、貧困や 疾病、し癖、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの 困難を抱える者が少なくありません。こうした生きづらさを抱える犯罪をした者等の課題に対応し、その再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による 取組だけではその内容や範囲に限界があり、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力して実施する必要があります。取り分け、地域社会で生活する犯罪をした者等に対する支援に当たっては、福祉、医療、保健などの各種サービスを提供する基礎自治体である市町村の役割が極めて重要